

# 共済組合が実施する特定健康診査のご案内

平成21年度もメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査と特定保健指導を共済組合において実施します。

## 特定健康診査とは？

平成20年4月から医療構造改革のひとつとして、共済組合等の医療保険者に対し義務付けられた、糖尿病等生活習慣病の原因とされるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した、とても重要な健診です。

この健診結果をもとに、内臓脂肪症候群の該当者およびリスク保有者を選定し、個別に生活習慣(食生活・運動等)を見直すための取り組みである「保健指導」を実施することとなります。

## 【ポイント】

○対象者は40歳～74歳までの  
組合員および被扶養者です。

任意継続組合員およびその被扶養者です。

ただし、次の場合は特定健康診査の対象となりません。

- ・年度の途中で他の保険者と当共済組合との間で異動があった者
  - ・妊産婦
  - ・刑務所入所中の者
  - ・海外在住の者
  - ・船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
  - ・病院または診療施設に6月以上継続して入院している者
  - ・法に定める障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設等へ入所している者
- ※年度途中で75歳に到達された方は、後期高齢者医療制度での「健康診査」の受診となりますので、特定健康診査受診券による特定健康診査を受診することができません。

## ○特定健康診査検査項目

問診(質問)、計測(身長、体重、標準体重(BMI)、腹囲)、身体診察、血圧測定、血液検査(肝機能、脂質、代謝系)、尿検査

※貧血検査・心電図検査・眼底検査については、医師の判断に基づき選択的に実施する項目。

## メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)とは？

メタボリックシンドロームは、動脈硬化を促進し、心筋梗塞や脳梗塞、糖尿病の悪化を招く要因とされており。

内臓脂肪型肥満を中心に、高血圧(高血圧予備群)、血中脂質異常(高中性脂肪血症と低HDL血症)、高血糖(糖尿病予備群)のうちいずれか2つ以上に該当すると、メタボリックシンドロームと診断されます。

## 特定健康診査の受診方法

### 特定健康診査の受診方法

#### 組合員

- ① 事業所(所属所)の定期健康診断を受診する。
- ② 共済組合が助成する人間ドックを受診する。

#### 被扶養者

- ① 共済組合が発行する特定健康診査受診券で、※指定の医療機関等で受診する。
- ② 共済組合が助成する人間ドックを受診する。
- ③ パートタイマー等で勤務先の事業所が行う定期健康診断を受診される場合で、健診結果データの提供をいただけるのであれば、特定健康診査の受診があったものとみなします。その際は、健診結果(写)と質問表(写)を共済組合に提出していただくこととなります。

#### 任意継続組合員およびその被扶養者

- ① 共済組合が発行する特定健康診査受診券で、※指定の医療機関等で受診する。
- ② パートタイマー等で勤務先の事業所が行う定期健康診断を受診される場合で、健診結果データの提供をいただけるのであれば、特定健康診査の受診があったものとみなします。その際は、健診結果(写)と質問表(写)を共済組合に提出していただくこととなります。

※共済組合が指定する医療機関等については、受診券を配布する際にお知らせします。

**〔補足〕**

□ 特定健康診査にかかる自己負担はありません。

□ 特定健康診査受診券にて指定の医療機関等で受診される場合、事前の予約が必要となる場合もありますので、ご注意ください。また、受診に際しては、受診券と共済組合が発行している組合員被扶養者証・任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証のいずれかを、指定の医療機関等の窓口へご提出ください(質問票は、医療機関等で用意されます)。

○ 特定健康診査受診券

受診券は特定健康診査の対象となる40歳から74歳までの組合員の被扶養者、任意継続組合員およびその被扶養者に対し毎年発行し、当該年度内の有効となります。

なお、組合員については、事業所(所属所)の定期健康診断または人間ドックにおいて、特定健康診査と同一の検査項目を受診されることとなりますので、当該受診券の発行はいたしません。

受診券には受診者氏名等が印刷されており、ご本人のみ使用できます。また、特定健康診査を受診される前に組合員被扶養者、任意継続組合員およびその被扶養者の資格を喪失した場合には受診券が使用できませんので、受診券とお持ちになっている各証とを合わせて共済組合に返納していただくこととなります。

**特定健康診査の受診はお早めに！**

特定健康診査受診券の有効期限は平成22年3月31日となっておりますが、健診結果によっては保健指導(6カ月間)を受けていただくこととなりますので、お早めに受診いただくようお願いいたします。また、共済組合が助成する人間ドックを受診される方も同様に、お早めの受診をお願いします。

**保健事業のお知らせ**

**皆さん 健診を受けましょう!**

- ①生活習慣病などの早期発見・早期治療のためにも、定期的に健康診断を受けて、自分の健康状態を把握し、健康維持に努めましょう。健康診断は健康な生活を送るためのバロメーターです。
- ②皆さんが、健康な毎日を送れるよう共済組合もお手伝いします。

**疾病予防対策事業として次の健診等が始まっています**

- 人間ドック・婦人科健診 ..... 4月から指定医療機関による人間ドックまた婦人科健診が始まりました。受診者の方は希望する医療機関等に早めに予約をして受診してください。
- 成人病健診・委託定期健康診断 ..... 5月下旬から各所属所への巡回健診による成人病健診【1次検査】および委託定期健康診断が始まりました。

**旅行を計画されるときは、ぜひ保養施設をご利用ください**

共済組合では、宿泊施設利用の助成だけでなく、「バカンスクーポン」「旅行商品割引」といった事業も行っております。詳細等につきましては、本組合ホームページをご覧ください。